

## 令和7年度第1回沖縄県国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時：令和7年11月27日（木）16:00～17:30

2 場 所：沖縄県庁 6階 第2特別会議室

3 出席者

- (1) 沖縄県国民健康保険運営協議会委員 11名（委員 11名中）  
（被保険者代表） 当山委員、喜納委員、豊見山委員  
（保険医又は保険薬剤師代表） 照屋委員、渥美委員、宮城委員  
（公益代表） 瀬口会長、喜舎場委員、眞榮田委員  
（被用者保険等保険者代表） 金城委員、西銘委員

(2) 事務局 9名

沖縄県保健医療介護部長 糸数 公  
国民健康保険課 課長 松元 直史  
国民健康保険課 国保支援班長  
国保財政運営班長  
高齢者医療班長  
ほか班員 4名

4 会議内容

- (1) 開会  
(2) 沖縄県保健医療介護部長あいさつ  
(3) 委嘱状交付  
(4) 議事

ア 沖縄県国民健康保険運営協議会会長職務代行者の選出について

イ 諮問事項

(ア) 令和8年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について

ウ 報告事項

(ア) 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）への「子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）」に係る記載の追加について

(イ) 令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算（概要）

(ウ) 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）のPDCAに係る指標の設定について

(5) 閉会

5 議事録

【配付資料の確認】

【沖縄県保健医療介護部長あいさつ】

【新委員の紹介、委嘱状の交付】

**【諮問書の手交】**

諮問事項 令和8年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について  
糸数部長から瀬口会長へ諮問書を手交

**【出席者数・会議成立の確認】**

**【議事録署名人の指名】**

議事 沖縄県国民健康保険運営協議会会長職務代行者の選出について

委員候補者からの立候補及び推薦はなく、沖縄県保健医療福祉事業団専務理事兼事務局長 喜舎場 健太氏を会長職務代行者とする事務局案が提示され、全会一致で了承が得られた。

諮問事項 令和8年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について

**【会長】**

それでは続いて、諮問事項に移りたいと思います。「令和8年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法」についてということでございます。

これは毎年の審議事項になっており、その令和8年度版ということでございます。まずは事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

資料2-3を一時非公開にすることの説明（異議なし）

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、支障がなくなった時点で公開することとなりますが、それまでは会議及び一部の資料については、一部非公開という扱いにさせていただきたいと思います。

それでは、諮問事項「令和8年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法」について、事務局から御説明をお願いいたします。

**【事務局から資料2、2-2、2-3説明】**

**【会長】**

ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明くださいました内容について、御質問、御意見ござい

ましたらお願いいたします。

### 【保険医又は保険薬剤師代表】

資料 2-3 の 5 ページ、令和 8 年度診療費推計、(2) 1 人当たり診療費の実績推移ですが、70 歳以上現役並みの伸び率が、令和 8 年度は他と比べてすごく高くなる推計がされているんですけど、その理由を御教示いただければと思います。

### 【事務局】

まず前提として、納付金算定の医療費推計について（法令に基づき市町村から県に提出し、集計した上で国に報告することとなっている）月報が基礎データとなっており、70 歳未満一般、未就学児、70 歳以上一般、それから 70 歳以上の現役並み、この区分そのものが、あまり耳馴染みがないと思いますが、被保険者の窓口負担割合、例えば、70 歳未満一般の方であれば 2 割負担、未就学児も 2 割負担、70 歳以上の現役並みだと 3 割負担ということで、負担割合で区分された月報データが納付金算定の基礎となっているので、その点は御了承いただければと思います。

一方、医療費の推移を見る上で、70 歳以上一般と 70 歳以上現役並みという区分けはなくて、70 歳以上という一つのカテゴリで見ただけであれば、令和 2 年度から少し減少して、コロナの反動増が、令和 3 年度、令和 4 年度に起こっています。

70 歳以上が、なぜここまで伸びているのかというところについて、県で集計する月報データにレセプトデータが紐づいていないため、分析は難しいのですが、70 歳以上のカテゴリで見た場合、他の区分とそんなに大きな差はないと考えています。

### 【公益代表】

資料 2-2 の 5 ページ、子ども・子育て支援金制度の創設ということで、少子化対策に資する財源を確保するという趣旨だと理解をしております。新しい制度で、国保の加入者からも徴収していくという制度だということで、令和 8 年度からこの制度が始まったら、試算でいいと思いますが、月額いくらぐらいこの分の負担が出てくるのか教えてください。

### 【事務局】

例示として、月額どの程度の試算になるかというところでございますけれども、こちらの子ども・子育て支援金額は、加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますけれども、今、国から提供いただいている資料によりますと、令和 8 年度における加入者一人当たりの負担額につきましては、市町村国保を含む全ての医療保険制度の平均で月額 250 円、医療保険制度別に見ると、被用者保険で月額 300 円、国保で月額 250 円、後期高齢者で月額 200 円とされております。ただ、実際に賦課となった場合には、各保険加入者の所得等によりまして、御負担いただく金額が異なりますので、御留意いただければと思っております。以上となります。

**【会長】**

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

**【公益代表】**

資料 2 - 3 の 4 ページ、(参考) 令和 8 年度診療費推計の被保険者数の合計、いわゆる国保の加入者が、令和 8 年度は減る推計ですが、他の保険者への移動とか、後期高齢者への移行とか色々な要因があると思いますが、主な要因をどのように考えているか教えていただければと思います。

**【事務局】**

資料 2 - 3 の 4 ページ、70 歳以上一般及び 70 歳以上現役並みの被保険者数を御覧いただければと思います。

まず、70 歳以上一般に関しまして、被保険者数が令和 8 年度の仮算定時におきまして、5 万 5,515 人で、令和 7 年度と比較しまして、約 9.57%減少しております。

続きまして、70 歳以上現役並みに関しまして、令和 8 年度の推計の被保険者数が、3,890 人で、令和 7 年度比較で約 8.64%減少しております。

こちらが、今回の被保険者数の減に繋がっているのではないかと考えております。70 歳以上一般と 70 歳以上現役並みの被保険者数の減に関しましては、高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行が主な要因ではないかと考えております。

**【公益代表】**

いわゆる団塊の世代で国保にいた方が、後期高齢者医療制度に移るので国保の加入者が減っているという理解でいいですか。

**【事務局】**

はい。おっしゃる通りでございます。

**【会長】**

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

**【被保険者代表】**

保険の種類として、資料 2 - 3 の 5 ページ、年齢が 70 歳で区切られていますけれども、後期高齢者医療賦課は 75 歳で区切られているので、なぜ 70 歳で区分するのか、また、70 歳以上の現役並み所得はおいくらいを試算されているのか、2 点教えていただければと思います。お願いいたします。

**【事務局】**

この区分については、納付金を算定する基礎データとして、市町村が毎月、県を經由して国に提出する月報というデータがあります。先ほど申した通り、その月報データが、70 歳未満一般、未就学児、70 歳以上一般、それから 70 歳以上現役並み

と、被保険者の窓口負担割合で区分されたデータになっておりまして、この区分に基づく月報の医療費データがあるので、この区分になっているということで御理解いただければと思います。

また、70歳以上の現役並み所得者については、年収370万円以上、課税所得145万円以上が対象になるということでございます。

**【会長】**

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

**【保険医又は保険薬剤師代表】**

資料2-2の7ページ、令和8年度が月額250円の試算で、令和10年度からは450円程度になるという理解でよろしいですか。

**【事務局】**

子ども・子育て支援金は、令和8年度からスタートする制度になっておりまして、令和8年度から段階的に上げていく形になっておりまして、国の方では、令和10年度につきましては、目安となりますが、月額450円と試算されているところです。

**【保険医又は保険薬剤師代表】**

資料2-2の7ページのデータは、各施設、各市町村に配布されますか。

**【事務局】**

資料2-2の7ページのデータ等につきましては、各市町村の国民健康保険関係各課の方に情報提供させていただいているところです。

**【会長】**

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

**【公益代表】**

資料2-2の10ページ、子ども・子育て支援納付金の算定スキーム案に、財政安定化基金財政調整事業分（子ども分）とありますけれども、財政調整じゃなくて財政安定化基金なのに子どもの事業のために、ここから財源を調達するような感じに見えるんですけど、どのように考えたらいいですか。

**【事務局】**

国民健康保険財政安定化基金というものがございまして、平成27年度から平成30年度の制度改革時までに国費により全国で2,000億円造成され、沖縄県は約29億円の交付を受けております。

令和3年度の法改正により、令和4年度から新たに財政調整事業分が追加され、県国民健康保険特別会計において生じた決算剰余金について、市町村協議により

積み立て、納付金（保険料）の伸びの平準化等に活用するものとなっております。活用にあたっては、納付金（保険料）の医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の推移等を踏まえ、活用を検討するものとなります。

**【公益代表】**

ありがとうございました。

新しい制度ができるので、被保険者の負担が大きくなりすぎないように基金を取り崩して財源を確保して、被保険者の負担の上り幅を小さくするというような意味合いということですか。

**【事務局】**

お見込のとおりとなります。

**【会長】**

そのほかいかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

（意見・質問なし）

**【会長】**

多くの御質問いただきましてありがとうございました。

算定方法の修正が必要になりそうな御質問はなかったと思いますので、今回の算定の結果に基づいて、答申を行うということで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

**【会長】**

はい。ありがとうございました。

<p><b>報告事項① 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）への「子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）」に係る記載の追加について</b></p>
--

**【会長】**

それでは続きまして、報告事項に移りたいと思います。

報告事項の一つ目、「沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）への子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）に係る記載の追加」について、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

**【事務局から資料1説明】**

**【会長】**

ありがとうございました。ただいま事務局から御説明いただきました内容について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

(質問なし)

**【会長】**

ありがとうございました。

それではただいま事務局から御説明くださいました形で進めていくということとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

**【会長】**

ありがとうございました。

<b>報告事項② 令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算（概要）</b>
---

**【会長】**

二つ目の報告事項「令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の概要」について、事務局から御説明をお願いいたします。

**【事務局から資料3説明】**

**【会長】**

ありがとうございました。御質問などございますでしょうか。

**【被用者保険等保険者代表】**

資料3の2ページ、用語解説の前期高齢者交付金の最後の行で、保険給付費等交付金の財源とするため、社会保険診療報酬支払基金から交付を受ける、と説明がありますがけれども、この財源は、被用者保険からの財源で、保険者が従業員あるいは会社からいただいた保険料の約20%から30%を拠出金として支払基金に納めて、その資金が国保の支援に回っているという状況でして、被用者保険の現役世代が負担しているという状況がありますので、財源の説明を少し工夫していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

前期高齢者交付金に関しまして、各保険者（国民健康保険・被用者保険）が前期高齢者加入率に応じて費用を負担する調整を行う仕組みかと思いますが、御意見

を踏まえ、記載内容について検討させていただければと思います。

**【会長】**

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問なし)

**【会長】**

ありがとうございました。

<b>報告事項③ 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）のPDCAに係る指標の設定について</b>
--

**【会長】**

三つ目の報告事項「沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）のPDCAに係る指標の設定」について、事務局から御説明をお願いいたします。

**【事務局から資料4、4-2、4-3、4-4説明】**

**【会長】**

ありがとうございました。事務局から御説明いただきました内容について御質問などございますでしょうか。

**【公益代表】**

資料4の5ページにロジックモデルという言葉が出てきます。これがどういうものを丁寧に説明した方が、説明が理解できやすいと思います。

沖縄県では、健康おきなわ21、医療計画などについて、既にロジックモデルを活用していて、アウトカム、要はゴールに向けて逆算して取り組むという考え方ですけれども、非常に意欲的に取り組んでいるというところは評価できると思っています。

その上で、資料4-2の第4章の目指すべき姿、将来的な保険料水準の統一、これは沖縄県の国保の大きな課題ですが、それについて、中間アウトカムの取組がないのは十分ではないと思います。取組、活動が保険料水準の統一になるために、いくつかの仕掛けが必要で、ここをもう少し検討しないと多分うまくいかないと思います。

ロジックモデルは、他県でも活用されていれば比較ができ、他県の取組を参考にしやすいと言われているので、もしこういう取組をやっているところがあれば、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

色々メリハリはありますけれども、第4章は非常に大きい課題だと思いますので、ここはもう少し集中的に、保険料水準の統一ができるためにはどうすればいい

か検討していただければと思います。

**【事務局】**

御指摘等ありがとうございます。第4章の中間アウトカムについて、検討してまいります。

また、ロジックモデル、他県の比較等についてもあわせて確認してまいります。

**【会長】**

ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

(質問なし)

**【会長】**

ありがとうございました。御質問ございませんので、報告事項も終了したいと思います。

連絡事項になりますけれども、本日の会議内容につきましては、会議終了後1か月程度を目途に沖縄県国民健康保険課のホームページに掲載する方法で公開されるということでございます。

ただし、一部資料については、一時的に非公開ということで、支障がなくなった時点での公開となります。

また、委員の皆様の御発言につきましては、氏名は記載せずに、代表の区分を記載する形となります。

重ねての連絡となり恐縮ですけれども、照屋委員と喜舎場委員のお二方には、事務局より議事録が届くかと思っておりますので、御確認いただきまして、御署名をよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事内容すべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

**【事務局】**

瀬口会長、本日の議事進行どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中のところ、御出席並びに御意見をいただき、ありがとうございました。

次回の協議会につきましては、1月下旬、場所は本日同様、沖縄県庁内での開催を予定しております。議題などの詳細につきましては、事務局から改めて御連絡させていただきますので、日程をぜひ確保いただきまして御出席くださいますようお願い申し上げます。

それではこれもちまして、令和7年度第1回沖縄県国民健康保険運営協議会を終了いたします。委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

(了)